

## 【意見書】

2024年8月27日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

経済産業省・原子力小委員会 各委員 殿

資源エネルギー庁・総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 各委員殿

### 次期『エネルギー基本計画』は、脱原発・脱炭素を明確にし、 本格的に省エネと自然エネ・再エネ、環境保全を推進する計画に

原発をなくし、自然エネルギーを推進する  
大阪連絡会（略称：原発ゼロの会・大阪）

大阪府中央区内本町2-1-19

内本町松屋ビル10 370号

電話 06-6949-8120

現在、国の方で『エネルギー基本計画』の改定に向けた議論が進められている。

経済産業省の原子力小委員会や資源エネルギー庁の総合エネルギー調査会基本政策分科会などで出されている意見は、「原発の再稼働のみならず、新增設に向けた政策の具体化が必要」「次世代原子炉と言われるSMR（小型モジュール炉）の研究開発、実装の検討を」「原発依存度を可能な限り低減するという（今の）基本計画にある文言の削除を」などである。しかし、原発の再稼働や新增設といった要求は、13年前の福島第1原発の事故や本年1月の能登半島地震などの教訓にまったく耳を傾けない、企業利益優先の考え方である。世界の地震の2割が集中し、火山の1割が存在する日本には原発は余りにも危険である。原子力規制委員会が「安全性を確認」と言っても、それは事故が起きないことを保証するものではないし、原発が事故を起こせば広範囲かつ長期にわたって人々の暮らしと生業、環境を破壊する。このことは、福島第1原発の事故で実証済みである。また、地震などの自然災害と原発事故が重なる複合災害の場合、避難計画などはまったく機能しないことが、今年1月に発生した能登半島地震の教訓である。さらに近い将来、南海トラフ巨大地震が発生することは確実であり、静岡の浜岡原発や愛媛の伊方原発では福島第1原発同様の事故が起きるリスクが高く、川内原発や東海第2原発でも甚大な被害の発生が懸念されている。また、最近「半導体やデータセンター（DC）による今後の電力需要増を賄うために原発が必要」という宣伝が急にされ始めたが、取ってつけた口実でしかない。国民の安全・安心を無視した企業活動の推進は、最悪の企業利益優先である。

一方、温室効果ガス・CO<sub>2</sub>の増加による地球温暖化の影響はますます顕著となり、世界各地に記録的な豪雨と大洪水、浸水をもたらしている。大地の乾燥による大規模な森林火災、南極やグリーンランドの氷床、高山の氷河の融解などを引き起こしている。このままではもはや後戻りできない地点に差し掛かる危険性があり、既に差し掛かっているとさえ指摘する科学者もいる。だからこそ、昨年アラブ首長国連邦（UAE）のドバイで開催されたCOP28では、①2030年までに石炭、石油、ガスなどす

すべての化石燃料からの「脱却」、②世界の再生可能エネルギーの設置容量を 2030 年までに 3 倍にし、エネルギー効率も 2 倍にする、③気温上昇を 1.5 度以内に抑えるために 2035 年までに温室効果ガス排出の 60%削減を目指す、等を確認した。今この合意事項を各国が忠実に実行することが強く求められている。“温室効果ガス削減のために原発の稼働を”という声もあるが、原発推進の方針はこれら気候危機に対してはまったく即効性がないし、むしろこうした合意事項の実行を後回しにし、遅らせるだけである。CO<sub>2</sub>を回収・貯留するというCCSも同様であり、化石燃料からの脱却、脱炭素の取り組みを遅らせるだけである。

私たちは、こうした「世界の気候変動・地球温暖化問題」と「エネルギー政策」、そして、CO<sub>2</sub>を吸収する樹木・森林・山林といった「環境の保全育成問題」を三位一体のものとして捉え、対策を進めることが大切であると考え、次期『エネルギー基本計画』について、以下の点を強く要望する。

1. 原発は福島第1原発事故が示したように、いったん事故を起こせば広範囲かつ長期にわたって人々の生活と環境を破壊し、かつ原発の稼働によって生成される放射性廃棄物は処理方法がないことからなくしてゼロにすべきであること、また、石炭火力発電は地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>を大量に排出する電源であり、世界各国共通の喫緊の課題となっている地球温暖化防止対策の一環として早期に廃止することを明記すること。
2. 日本は昨年のCOP28の合意事項を忠実に実践する国として、次の諸点を打ち出し、国を先頭に国民的な取り組みを進めること。
  - ①今ある技術を活用してエネルギーの無駄な消費を抑え、省エネとエコな生活への転換を呼びかけ、それが進むような補助・助成制度を創ること。また、機器のエネルギー効率を高める取り組みをあらゆる面で進めること。
  - ②太陽光発電や風力発電、小水力発電、木質・食品バイオ発電、地熱発電など自然エネルギー、再生可能エネルギーによる発電施策に全力を挙げ、“2030年までに3倍化”を達成すること。
  - ③発電・送電部門を資本含めて完全分離し、送電部門は公営にすること。自然エネルギーによる電力生産者が系統連系に接続する際に発生する送電線設置費用に国の補助を行うこと。原発をベースロード電源と位置づける現行の電源構成を改め、ドイツの様に自然エネ・再エネ電力をベースロード電源に位置づける基本計画に改め、自然エネ・再エネへの「出力抑制」を止めること。
  - ④CO<sub>2</sub>を吸収する資源として都会における公園や樹木、地方における里山や森林、山林の保全と育成に努めること。また、森林・山林については建材としての活用とともに、国内で木質バイオ発電など循環型利活用する仕組みを早期につくること。
  - ⑤国民、特に若い人たちへの教育の場として、「地球温暖化防止・自然エネルギー推進資料館」のような施設を全国各地に設置し、啓蒙・普及活動を積極的にすすめること。
  - ⑥不要不急な財政支出を抑え、当面、上記政策を実施するために、最大限の財政出動と人的投入を行い、2030年までに再エネ利用率60%、2050年にはCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに見合う再エネ利用率にすること。

以上